



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月31日

常総市長 神達 岳 志



- 1 協議の場を設けた区域の範囲
  - (1) 水海道東部地区
  - (2) 水海道西部地区
  - (3) 水海道南部地区
  - (4) 石下東部地区
  - (5) 石下西部地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和2年3月27日
- 3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
  - (1) 水海道東部地区 55経営体（うち法人4経営体，個人51経営体）
  - (2) 水海道西部地区 32経営体（うち法人3経営体，個人29経営体）
  - (3) 水海道南部地区 37経営体（うち法人3経営体，個人34経営体）
  - (4) 石下東部地区 26経営体（うち法人4経営体，個人22経営体）
  - (5) 石下西部地区 55経営体（うち法人6経営体，個人49経営体）
- 4 当該区域における農業の担い手の状況  
担い手はいるが，十分でない。
- 5 当該区域における農業の将来の在り方  
生産品目の明確化，複合化，6次産業化及び高付加価値化並びに新規就農の促進に取り組む。
- 6 当該区域における農地中間管理事業の活用方針
  - (1) 地域の農地所有者は，原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。
  - (2) 農業をリタイアし，又は経営転換する者は，原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。
  - (3) 担い手の分散錯圃を解消するため，農地の利用権を交換しようとする者は，原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。